

2024年2月吉日

お客さま 各位

ENEOS株式会社

平素は「ENEOS太陽光買取サービス」をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

## **電気・都市ガス事業の分社化および「太陽光発電設備からの電力買取に関する契約約款」の改定について**

弊社は、2024年4月1日付けで、電気事業および都市ガス事業をENEOS株式会社から分割し、ENEOSホールディングス株式会社の100%子会社となる新会社を設立し、2024年4月1日以降、新会社にてお客さまにご利用いただいているENEOS太陽光買取サービスをご提供させていただきます。（2023年11月8日付のお知らせに掲載済み）

つきましては、新会社の概要および各種制度の変更等に伴う契約約款の改定内容を下記のとおりご案内申し上げます。新会社におきましても、引き続きお客さまにご満足いただけるよう努めてまいりますので、今後ともご愛顧賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 新会社の概要

- (1) 新会社名 : ENEOS Power 株式会社  
(ENEOSホールディングス株式会社の100%子会社)
- (2) 設立日 : 2024年4月1日
- (3) 所在地 : 東京都千代田区大手町一丁目1番2号 (ENEOSビル)

**※なお、お客さまとのご契約は、ENEOS株式会社からENEOS Power株式会社（新会社）に承継させていただきますので、お客さまに行っていただく手続きは、特にございません。**

#### 2. 契約約款の改定内容（2024年4月1日実施）

**※契約約款の改定に伴うお客さまに行っていただく手続きは、特にございません。**

**なお、今回の改定内容にご異議がある場合は、2024年3月31日までに以下の【お問い合わせ先】までご連絡ください。上記期日までにご連絡がなかったお客さまにつきましては、以下の改定内容にご同意いただいたものとし、2024年4月1日から適用いたします。**

##### ① 発電側課金制度に伴う改定内容について

国の審議会の整理にもとづき、2024年4月から発電側課金制度が開始され、託送料金の一部についてはお客さまへご請求することが一般送配電事業者へ義務付けられました。（対象は設備容量10kW以上のお客さま）

つきましては、発電側課金制度の導入に際して、弊社契約約款を改定いたしますので、**別紙**をご確認いただきますようお願いいたします。

※なお、発電側課金（系統連系受電サービス料金）につきましては、各エリアの一般送配電事業者（東京電力パワーグリッド株式会社等）からお客さまへ直接ご請求となります。**弊社からお客さまにご請求することはありません。**

※発電側課金制度の対象者様につきましては、各エリアの一般送配電事業者（東京電力パワーグリッド株式会社等）からご案内文書が郵送されておりますので、詳細は案内文書記載の連絡先へ問い合わせください。

## ② 買取単価の変更について

2024年3月の検針日以降の買取単価につきまして、下表のとおり変更いたします。

エリア	ENEOS 買取単価（旧）	ENEOS 買取単価（新）	【参考】地域の大手電力会社 買取単価 （2024年1月現在）
北海道	11.00 円/kWh	11.00 円/kWh	8.00 円/kWh
東北	11.00 円/kWh	11.00 円/kWh	9.00 円/kWh
関東	11.00 円/kWh	11.00 円/kWh	8.50 円/kWh
中部	10.00 円/kWh	10.00 円/kWh	7.00 円/kWh
北陸	10.00 円/kWh	10.00 円/kWh	8.00 円/kWh
関西	10.00 円/kWh	10.00 円/kWh	8.00 円/kWh
中国	10.00 円/kWh	10.00 円/kWh	7.15 円/kWh
四国	10.00 円/kWh	10.00 円/kWh	7.00 円/kWh
九州	8.00 円/kWh	<b>7.50 円/kWh</b>	7.00 円/kWh

## ③ Tマネーチャージの廃止について

買取料金の支払いにつきまして、Tマネーチャージによる支払い方法をご用意しておりましたが、この度Tマネーチャージによる支払いを2024年3月分の支払いをもって終了させていただきます。現在ご利用いただいておりますお客さまには、ご不便をおかけし大変申し訳ございませんが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

※Tマネーチャージによる支払い方法を選択いただいているお客さまへは、別途今後の対応につきまして2月頃ご案内させていただきますので、そちらをご確認ください。

## 3. 2024年4月以降のカスタマーセンターの電話番号の変更について

2024年4月1日以降の電話番号は、0120-315-009に変更になります。

以上

### 【お問い合わせ先】

ENEOS太陽光買取カスタマーセンター

電話：0120-08-8704（2024年3月31日まで）

受付時間：午前9時～午後5時（第3日曜日と年末年始を除く）

# 太陽光発電設備からの電力買収に関する契約約款

## 【新旧対照表】

※以下に記載の変更に加えて、小売電気事業者の名称変更（「ENEOS株式会社」から「ENEOS Power株式会社」）を反映いたします。

現 約 款	新 約 款
<p>太陽光発電設備からの電力買収に関する契約約款【2023年1月31日実施】</p> <p>I 総 則</p> <p>1 適用</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) この買取約款は、<u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法</u>（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第9条第1項に定める認定を受けた太陽光発電設備には適用いたしません。</p> <p>3 定義</p> <p>次の言葉は、この買取約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 追加</u></p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p><u>(8)～(11) 追加</u></p> <p>(12)～(17) (略)</p> <p><u>(18) 追加</u></p> <p>(19) (略)</p> <p>II 買取契約の申し込み</p> <p>6 買取契約の要件</p> <p>発電者が当社との買取契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。</p>	<p>太陽光発電設備からの電力買収に関する契約約款【2024年4月1日実施】</p> <p>I 総 則</p> <p>1 適用</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) この買取約款は、<u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法</u>（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第9条第1項に定める認定を受けた太陽光発電設備には適用いたしません。</p> <p>3 定義</p> <p>次の言葉は、この買取約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 発電契約者</u></p> <p><u>託送供給等約款にもとづいて、一般送配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結する者をいいます。</u></p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 発電量調整供給契約</u></p> <p><u>託送供給等約款に定める発電量調整供給を行うにあたり、一般送配電事業者と当社との間で締結する契約をいいます。</u></p> <p><u>(9) 発電側課金制度</u></p> <p><u>託送料金の一部（託送供給等約款に定める発電者に係る料金（系統連系受電サービス料金）を含みます。）を系統利用者である発電者にご負担いただく制度をいいます。</u></p> <p><u>(10) 系統連系受電サービス料金</u></p> <p><u>発電側課金制度にもとづき発電者が負担する費用をいいます。</u></p> <p><u>(11) 系統連系受電契約</u></p> <p><u>一般送配電事業者が系統連系受電サービス料金の支払いを発電者に請求するにあたり、託送供給等約款にもとづき、当社が一般送配電事業者を代理して発電者との間で締結する契約をいいます。</u></p> <p>(12)～(17) (略)</p> <p><u>(18) 非化石価値等</u></p> <p><u>エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律において、非化石電源比率算定時に計上できる価値およびこれを有する電気を取引する際に付随するすべての環境価値をいいます。</u></p> <p>(19) (略)</p> <p>II 買取契約の申し込み</p> <p>6 買取契約の要件</p> <p>発電者が当社との買取契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。</p>

## 現 約 款

- (1)～(7) (略)  
[\(8\)～\(10\) 追加](#)

### V 買取契の変更および終了

#### 24 買取契約の解約等

- (1)～(2) (略)
- (3) 当社は、次の場合には、買取契約を解約することがあります。
- イ 「20 (電力買取の停止または制限もしくは中止)」によって電力買取を停止された発電者が、当社または一般送配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
  - ロ 発電者が、この買取約款によって支払いを要することとなった債務を支払わない場合、または他の買取契約（すでに終了しているものを含みます。）によって支払いを要することとなった債務を支払わない場合
  - ハ 当該発電設備の更新等について適切な申込みをされない場合等、「19 (適正契約の保持)」に定める適正契約への変更に応じていただけない場合
  - ニ その他この買取約款に規定された措置を講じていただけない場合、またはこの買取約款に反した場合
- (4) 発電者が、(1)による通知をされないで、その発電場所から移転される等、当社との電力買取がなされていないことが明らかな場合には、当社または一般送配電事業者が、電力買取を終了させるための処置を行なった日に買取契約は終了するものいたします。

### VI 系統連系受電契約

- [26～29 追加](#)

## 新 約 款

- (1)～(7) (略)
- [\(8\) 再生可能エネルギー買取制度を満了した低圧の太陽光発電設備を系統連系すること。](#)
- [\(9\) 当該発電設備から発電される電力のうち、自ら消費する電力を除いた電力（当該発電設備から発生する電気）を、買取契約にもとづく買取の対象とすることについて承諾していただくこと。](#)
- [\(10\) 一般送配電事業者との間で系統連系受電契約を締結し、一般送配電事業者に対して自ら系統連系受電サービス料金を支払うことを承諾していただくこと。ただし、2024年3月31日以前に当社と買取契約を締結している発電者については、当社と一般送配電事業者との間の発電量調整供給契約にもとづく当社の地位のうち、系統連系受電契約にもとづく当社の地位を発電者に承継することについて、一般送配電事業者の代理である当社との間で合意し、以後系統連系受電契約にもとづき、一般送配電事業者に対して自ら系統連系受電サービス料金を支払うことを承諾していただくこと。](#)

### V 買取契の変更および終了

#### 24 買取契約の解約等

- (1)～(2) (略)
- (3) 当社は、次の場合には、買取契約を解約することがあります。
- イ 「20 (電力買取の停止または制限もしくは中止)」によって電力買取を停止された発電者が、当社または一般送配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
  - ロ [発電者が、「6 \(買取契約の要件\)」に定める買取契約の要件のいずれかを満たさず、または満たさなくなる場合](#)
  - ハ 発電者が、この買取約款によって支払いを要することとなった債務（系統連系受電契約にもとづき[一般送配電事業者に対して負担する系統連系受電サービス料金の支払いその他の義務を含みます。](#)）を支払わない場合、または他の買取契約（すでに終了しているものを含みます。）によって支払いを要することとなった債務を支払わない場合
  - ニ 当該発電設備の更新等について適切な申込みをされない場合等、「19 (適正契約の保持)」に定める適正契約への変更に応じていただけない場合
  - ホ その他この買取約款に規定された措置を講じていただけない場合、またはこの買取約款に反した場合
- (4) 発電者が、(1)による通知をされないで、その発電場所から移転される等、当社との電力買取がなされていないことが明らかな場合には、当社または一般送配電事業者が、電力買取を終了させるための処置を行なった日に買取契約は終了するものいたします。

### VI 系統連系受電契約

#### 26 系統連系受電契約の成立

[当社は、一般送配電事業者を代理して、発電者との間で系統連系受電契約を締結することにより、系統連系受電サービス料金について発電者にご負担いただきます。](#)

#### 27 系統連系受電契約の変更

- [\(1\) 発電者が新たに系統連系受電契約の締結を希望される場合または当該契約の内容に変更が生じる場合、発電者は、当該契約の締結または変更について、当社にお申し出いただきます。](#)
- [\(2\) 当社は、一般送配電事業者に対し、前項で発電者からお申し出いただいた内容にもとづく発電量調整供給契約の新規のお申込みおよび変更のお申込みを行います。](#)

#### 28 系統連系受電契約の解約

[\(1\) 発電者が、期日までに系統連系受電サービス料金をお支払いされなかった場合は、系統連系受電契約の解約ととも](#)

現 約 款

新 約 款

附 則（実施期日）

この買取約款は、2023年1月31日から実施いたします。

別表 買取電力量料金単価、買取料金の支払方法および支払期日等

1. 買取電力量料金単価の適用期間

本別表に定める買取電力量料金単価の適用期間は、2019年11月1日から2024年3月の検針日までといたします。

2. 買取電力量料金単価

各エリアの買取電力量料金単価は、下表のとおりといたします。

エリア	対象となる地域	単価
北海道	北海道	11 円/kWh
東北	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県および新潟県	11 円/kWh
関東	栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県（富士川以東）	11 円/kWh
中部	愛知県、岐阜県（一部を除きます。）、三重県（一部を除きます。）静岡県（富士川以西）および長野県	10 円/kWh
北陸	富山県、石川県、福井県（一部を除きます。）および岐阜県の一部	10 円/kWh
関西	京都府、大阪府、滋賀県、兵庫県（赤穂市福浦を除く）、奈良県、和歌山県および福井県（三方郡美浜町以西）、三重県（熊野市、南牟婁郡紀宝町、南牟婁郡御浜町）、岐阜県（不破郡関ヶ原町の一部）	10 円/kWh
中国	鳥取県、島根県（隠岐諸島〔島後、中ノ島、西ノ島および知夫里島〕を除きます。）、岡山県、広島県、山口県（見島を除きます。）、兵庫県のうち赤穂市福浦、香川県のうち小豆郡、香川県直島町愛媛県のうち越智郡、今治市の一部（吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前）	10 円/kWh
四国	徳島県、高知県、香川県（中国電力の供給エリアを除くエリア。）および愛	10 円/kWh

に系統からの解列となる場合があります。

(2) 一般送配電事業者は、発電者との系統連系受電契約を解約する場合、併せて、発電者の発電場所に係る発電量調整供給契約を変更いたします。

(3) 発電者は、系統連系受電契約の消滅後に接続された電気を一般送配電事業者が無償で受電することについて承諾していただきます。

**29 系統連系受電サービス料金の支払い方法**

当社は、系統連系受電サービス料金、延滞利息および契約超過金（以下、「系統連系受電サービス料金等」といいます。）の代理回収業務について実施いたしません。発電者は、系統連系受電サービス料金等について、そのつど、一般送配電事業者が指定した金融機関を通じた振り込み等の方法により、一般送配電事業者に対して直接お支払いいただきます。

附 則（実施期日）

この買取約款は、2024年4月1日から実施いたします。

別表 買取電力量料金単価、買取料金の支払方法および支払期日等

1. 買取電力量料金単価の適用期間

本別表に定める買取電力量料金単価の適用期間は、本年3月の検針日から翌年3月の検針日までといたします。なお、翌年度に適用される買取電力量料金単価が当年度と同一である場合、買取電力量料金単価の適用期間は自動的に1年更新されるものとし、以降もまた同様といたします。

2. 買取電力量料金単価

各エリアの買取電力量料金単価は、下表のとおりといたします。

なお、当社が買取電力量料金単価を変更する場合、毎年1月末までに当社のホームページへの掲載その他当社が適当と判断した方法により、変更後の買取電力量料金単価をお知らせいたします。

エリア	対象となる地域	単価
北海道	北海道	11 円/kWh
東北	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県および新潟県	11 円/kWh
関東	栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県（富士川以東）	11 円/kWh
中部	愛知県、岐阜県（一部を除きます。）、三重県（一部を除きます。）静岡県（富士川以西）および長野県	10 円/kWh
北陸	富山県、石川県、福井県（一部を除きます。）および岐阜県の一部	10 円/kWh
関西	京都府、大阪府、滋賀県、兵庫県（赤穂市福浦を除く）、奈良県、和歌山県および福井県（三方郡美浜町以西）、三重県（熊野市、南牟婁郡紀宝町、南牟婁郡御浜町）、岐阜県（不破郡関ヶ原町の一部）	10 円/kWh
中国	鳥取県、島根県（隠岐諸島〔島後、中ノ島、西ノ島および知夫里島〕を除きます。）、岡山県、広島県、山口県（見島を除きます。）、兵庫県のうち赤穂市福浦、香川県のうち小豆郡、香川県直島町愛媛県のうち越智郡、今治市の一部（吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前）	10 円/kWh
四国	徳島県、高知県、香川県（中国電力の供給エリアを除くエリア。）および愛	10 円/kWh

現 約 款

新 約 款

	媛県（中国電力の供給エリアを除くエリア。）	
九 州	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県および鹿児島県	8 円/kWh

	媛県（中国電力の供給エリアを除くエリア。）	
九 州	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県および鹿児島県	7.5 円/kWh

3. 買取料金の支払い方法

当社は、買取料金の支払いを①発電者が指定する金融機関口座への振込み（以下「振込み」といいます。）、または、②発電者が指定するTカード※1 へのTマネー※2 のチャージ（以下「Tマネーチャージ」といいます。）のいずれかの方法により行います。

※1「Tカード」とは、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社が定める「T会員規約」第1条第1項に定めるカードのことをいいます。

※2「Tマネー」とは、株式会社Tマネーが管理・運営する電子マネーです。Tマネーでの支払いをお申込みいただく場合、当社が定める「Tマネー利用手続きに関する同意事項」および株式会社Tマネーが定める「Tマネーサービス利用規約」を別途ご確認のうえ、ご承諾いただく必要があります。

4. 買取料金の支払期日

①振込みによる支払いの場合、当社は、10月分から3月分※1 までの買取料金を4月末日までに、4月分から9月分※1 までの買取料金を10月末日までに、それぞれ支払うものといたします。この場合の振込手数料は、当社が負担いたします。

②Tマネーチャージによる支払いの場合、当社は、毎月※2 の買取料金を翌月末日までにチャージする（支払う）ものといたします。

※1 買取開始年で3月または9月までの期間が半年に満たない場合は、買取開始月から3月または9月までの期間といたします。なお、一般送配電事業者から当社への買取電力量の提供が遅延するなど、当社の責によらない事由により、支払期日までの支払いができない場合、当該買取料金は、次の支払期日までに支払うものといたします。

※2 料金計算は前月分の買取料金について毎月第7営業日頃に実施いたします。なお、決済方法のご変更は、ご登録いただいた次の料金計算タイミングからの適用となります。（料金計算前後にご登録いただいた場合は適用が遅れる可能性がございますので予めご了承ください。）

<振込みからTマネーチャージにご変更いただいた場合>

Tマネーでの最初のチャージは、下表のとおり行うものといたします。

変更日	最初のチャージ月	買取料金の支払対象月
3月第8営業日頃 ～4月第7営業日頃	4月	前年10月分から当年3月分
4月第8営業日頃 ～5月第7営業日頃	5月	当年4月分
5月第8営業日頃 ～6月第7営業日頃	6月	当年4月分および5月分
6月第8営業日頃 ～7月第7営業日頃	7月	当年4月分から6月分
7月第8営業日頃 ～8月第7営業日頃	8月	当年4月分から7月分
8月第8営業日頃 ～9月第7営業日頃	9月	当年4月分から8月分

3. 買取料金の支払い方法

買取料金の支払いは、発電者が指定する金融機関口座への振込み（以下「振込み」といいます。）により行います。

4. 買取料金の支払期日

当社は、10月分から3月分※までの買取料金を4月末日までに、4月分から9月分※までの買取料金を10月末日までに、それぞれ支払うものといたします。この場合の振込手数料は、当社が負担いたします。

※ 買取開始年で3月または9月までの期間が半年に満たない場合は、買取開始月から3月または9月までの期間といたします。なお、一般送配電事業者から当社への買取電力量の提供が遅延するなど、当社の責によらない事由により、支払期日までの支払いができない場合、当該買取料金は、次の支払期日までに支払うものといたします。

現 約 款	新 約 款
-------	-------

<a href="#">9月第8営業日頃</a> <a href="#">～10月第7営業日頃</a>	<a href="#">10月</a>	<a href="#">当年4月分から9月分</a>
<a href="#">10月第8営業日頃</a> <a href="#">～11月第7営業日頃</a>	<a href="#">11月</a>	<a href="#">当年10月分</a>
<a href="#">11月第8営業日頃</a> <a href="#">～12月第7営業日頃</a>	<a href="#">12月</a>	<a href="#">当年10月分および11月分</a>
<a href="#">12月第8営業日頃</a> <a href="#">～翌1月第7営業日頃</a>	<a href="#">翌1月</a>	<a href="#">当年10月分から12月分</a>
<a href="#">翌1月第8営業日頃</a> <a href="#">～翌2月第7営業日頃</a>	<a href="#">翌2月</a>	<a href="#">当年10月分から翌年1月分</a>
<a href="#">翌2月第8営業日頃</a> <a href="#">～翌3月第7営業日頃</a>	<a href="#">翌3月</a>	<a href="#">当年10月分から翌年2月分</a>

<Tマネーチャージから振込みにご変更いただいた場合>

ご指定口座への最初のお振込みは、下表のとおり行うものといたします。

変更日	最初の支払月	買取料金の支払対象月
<a href="#">3月第8営業日頃</a> <a href="#">～4月第7営業日頃</a>	<a href="#">4月</a>	<a href="#">当年3月分</a>
<a href="#">4月第8営業日頃</a> <a href="#">～5月第7営業日頃</a>	<a href="#">10月</a>	<a href="#">当年4月分から9月分</a>
<a href="#">5月第8営業日頃</a> <a href="#">～6月第7営業日頃</a>	<a href="#">10月</a>	<a href="#">当年5月分から9月分</a>
<a href="#">6月第8営業日頃</a> <a href="#">～7月第7営業日頃</a>	<a href="#">10月</a>	<a href="#">当年6月分から9月分</a>
<a href="#">7月第8営業日頃</a> <a href="#">～8月第7営業日頃</a>	<a href="#">10月</a>	<a href="#">当年7月分から9月分</a>
<a href="#">8月第8営業日頃</a> <a href="#">～9月第7営業日頃</a>	<a href="#">10月</a>	<a href="#">当年8月分および9月分</a>
<a href="#">9月第8営業日頃</a> <a href="#">～10月第7営業日頃</a>	<a href="#">10月</a>	<a href="#">当年9月分</a>
<a href="#">10月第8営業日頃</a> <a href="#">～11月第7営業日頃</a>	<a href="#">翌4月</a>	<a href="#">当年10月分から翌年3月分</a>
<a href="#">11月第8営業日頃</a> <a href="#">～12月第7営業日頃</a>	<a href="#">翌4月</a>	<a href="#">当年11月分から翌年3月分</a>
<a href="#">12月第8営業日頃</a> <a href="#">～翌1月第7営業日頃</a>	<a href="#">翌4月</a>	<a href="#">当年12月分から翌年3月分</a>
<a href="#">翌1月第8営業日頃</a> <a href="#">～翌2月第7営業日頃</a>	<a href="#">翌4月</a>	<a href="#">翌年1月分から翌年3月分</a>
<a href="#">翌2月第8営業日頃</a> <a href="#">～翌3月第7営業日頃</a>	<a href="#">翌4月</a>	<a href="#">翌年2月分および翌年3月分</a>

現 約 款	新 約 款
<p>5. 買取実績の通知</p> <p><u>①振込みによる支払いを選択され、電力買取実績の書面による通知を希望された場合は、その手数料として、当該書面1通につき100円（税抜）を発電者から申し受けます。当該費用は、当社が支払う買取料金額から控除させていただきます。なお、買取料金額が100円（税抜）に満たない場合は、当該書面による通知は行いません。</u></p> <p><u>②Tマネーチャージによる支払いを選択された場合、電力買取実績の書面による通知は行いません。</u></p> <p>※電力買取実績通知の内容はWEBでもご確認いただけます。</p> <p>6. <u>2024年4月以降の買取電力料金単価</u></p> <p><u>2023暦年の情勢を踏まえ、2024年1月31日までに、2024年度の買取電力料金単価を発表するものとします。</u></p>	<p>5. 買取実績の通知</p> <p>電力買取実績の書面による通知を希望された場合は、その手数料として、当該書面1通につき100円（税抜）を発電者から申し受けます。当該費用は、当社が支払う買取料金額から控除させていただきます。なお、買取料金額が100円（税抜）に満たない場合は、当該書面による通知は行いません。</p> <p>※電力買取実績通知の内容はWEBでもご確認いただけます。</p> <p><u>6. 削除</u></p>

以 上